

別紙様式第1号の2(3) (第143条第3項第1号関係) (平18農水令41・金改、平22農水令18・一部改正、平28農水令5・旧別紙様式第1号(3)線下)

第 年度 (年 月 日から) 部門別損益計算書
 (日 まで)

(農業協同組合名)

(単位：千円)

区 分	合 計	信 用 業	共 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	共 通 管 理 費 等
事業収益①							
事業費用②							
事業総利益③ (①-②)							
事業管理費④ (うち減価償却費⑤)	()	()	()	()	()	()	
※うち共通管理費⑥ (うち減価償却費⑦)		()	()	()	()	()	△ (△)
事業利益⑧ (③-④)							
事業外収益⑨							
※うち共通分⑩							△
事業外費用⑪							
※うち共通分⑫							△
経常利益⑬ (⑧+⑨-⑪)							
特別利益⑭							
※うち共通分⑮							△
特別損失⑯							
※うち共通分⑰							△
税引前当期利益⑱ (⑬+⑭-⑯)							
営農指導事業分配賦額⑲						△	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益⑳ (⑱-⑲)							

(記載上の注意)

⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない額について記載すること。

(注)

1 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(2) 営農指導事業

2 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）（単位：％）

区 分	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その 他事業	営農指導 事業	合 計
共通管理費等						100%
営農指導事業						100%

(記載上の注意)

共通管理費等として各部門に配賦された事業外損益（⑩、⑫）、特別損益（⑮、⑰）の額が相当多額であり、かつその配賦基準が共通管理費（⑥）の配賦基準と異なるときは、当該収益又は損失の勘定を付して、それぞれの配賦基準及び配賦割合を注記すること。